

議案第 6 5 号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」を「次条第1項、第7条の3第2項」に改める。
。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座

席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等が策定する利用乳幼児の安全の確保に関する計画等について定めること。（第7条の2関係）
- (2) 家庭的保育事業者等が実施する自動車の運行に当たっての安全管理について定めること。（第7条の3関係）
- (3) 家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等と併せて設置されている場合は、保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができるよう基準を緩和すること。（第10条関係）
- (4) 家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する必要な措置として懲戒権を行使する場合の規定を削除すること。（第13条関係）
- (5) 家庭的保育事業者等が実施する感染症又は食中毒の予防及びまん延防止措置を明確にすること。（第14条第2項関係）
- (6) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 2(1)及び(2)の規定について、令和6年3月31日までの間における経過措置を設けること。